

処理困難物質の下水道終末処理施設への流入に係る暫定基準の問題点

現状では下水道終末処理施設からの放流水が一律排水基準を超過していない場合でも、以下の条件によっては一律排水基準を超過するおそれがある

- ・処理区域内に暫定基準が適用される特定事業場が新設される場合
- ・現在は良好な処理水質を保持している既存の特定事業場が、暫定基準まで水質を落として放流する場合

2

